

# 倉敷徒歩の会の会則

## （総則）

1. 本会は「倉敷徒歩の会」といい、事務所を会長宅に置く。
2. 本会は最も簡単で、基本的な運動である「歩く」をスポーツ化した「歩け歩け運動」の提唱と実践を広め、国民全体の体力向上へ少しでも貢献し、広く自然を友として環境美化への一翼を担いつつ、自然の摂理の中で人の位置づけを知り、文化のあり方を尋ね、年代を超えた交遊の中に「生きる喜び」を味わい、秩序ある、明るく、楽しい場作りを目的とする。

## （事業）

3. 本会は、前項の目的を達成する為に、次の事業を行う。
  - (1) 倉敷及びその周辺の地域に対し、前第2項の高揚の為の啓蒙活動を展開する。
  - (2) 月例会は、原則として毎月の第1日曜日と第3日曜日に主として実施するが、一部の月を含め、別に定める「行事予定表」に従うものとする。
  - (3) 月例会は7～20 Km程度の歩行を行い、一般にも呼びかけ広く同行の参加者を募る。
  - (4) 日常生活においても、できるだけ「歩く」ことを取り入れ、少なくとも2 Kmまでは歩く習慣化に努める。

## （会員）

本会の主旨に賛同し、年間の会費を納入した者を会員とする。

## （役員）

本会に次の役員を置く。

(1) 役員の任期は一年間とし再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、役員会の推薦により補うものとする。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

① 会長1名 ② 副会長3名 ③ 理事20名～30名（会長、副会長含む）④ 監事2名

(2) 役員の定年は満75歳とし、75歳の到達年度末を以て退任とする。

なお、本人の同意を得た場合は延長することが出来る。但し、監事には適用しない。

## （役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会の運営に当たる。
- (3) 理事は会務を計画し、審議し、実施する。
- (4) 監事は会計を監査する。

## （役員の選任）

役員の選任は次の通りとする。

(1) 理事及び監事は役員会の推薦により、総会において選任する。選任すべき理事の員数は総会において定める。

同年度内に新たな選任が生じた場合、役員会の推薦により月例会（会員の1/2以上出席）において承認を得る。

① 会長及び副会長は役員の互選による。

②理事及び監事は互いに兼任することはできない。

(会議)

本会を運営する為に次の会議を開く。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 企画委員会

(1) 総会は年一回とする。但し、役員会において必要と認めたときは、臨時に開催することが出来る。

①総会は会員の1/2以上の出席の下で開催し、多数決で承認する。

(2) 役員会は監事を除き年4回開催する。臨時に開催の必要があると認めたときは、会長が招集する。但し、監事は必要に応じ参加出来るものとする。

(3) 企画委員会は年2回とし、臨時に開催の必要があると認めたときは、担当副会長が招集する。

(4) やむを得ない事情(天災や感染症流行等)で中止する場合がある。(必要事項の決定や情報の伝達は、テレワークや書面の配布等に対応する。)

(会計)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をこれに充てる。

(1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる、

(2) 会計報告は総会において行う。

(3) 会費および入会金は次の通りとする。

①入会金(家族会員も同じ) 1,000円 (1年以上年会費未納者は、新入会扱いとする)

②年会費(一般会員) 3,000円

③年会費(同居家族会員) 2,000円

④年度途中入会者 別に定める「内規」による。

(付則)

この会則の変更は総会において行う。

平成20年4月20日 ・5項の顧問は廃止する

・6項、7項で名誉会長の位置づけ

平成21年4月19日 ・3項(2)月例会の原則を外れる月日があることの明記

・8項(1)総会の成立要件と承認の明確化

平成22年4月18日 ・7項(1)①会長及び副会長の選任の範囲を拡大及び但し以下を削除

平成24年4月15日 ・1項 事務所を会長宅に置くに変更

・5項 副会長を3名とする

・5項 6項、7項、8項の名誉会長を削除

・8項 企画委員会は年2回とし、7月開催を加える

平成29年4月16日 ・9項(3)会費および入会金①②③を細則より移動、④を制定する

平成30年4月22日 ・5項(2)役員の任期延長を加える

令和4年4月17日 ・3項(3)月例会は7~20Km程度に変更

・8項(4)やむを得ない事情(天災等)で中止する場合があ

るを追記

令和6年4月21日 ・3項(2)月例開催日を第1・第3日曜日を主として実施するに変更

令和 7年4月20日 ・ 8項（2）役員会開催を年4回に変更

（細則）

1. 本会は、社団法人日本ウォーキング協会（JWA）、日本市民スポーツ連盟（JVA）並びに岡山県ウォーキング協会（OWA）に加盟する。
2. 会員はJWA障害福祉制度（傷害保険）に加入する。
3. 非会員で月例会に参加する人達に対し、参加費として・他協会員300円、・一般参加者300円、・中学生以下は100円を一回ごとに徴収する。（一般参加の方々へは、傷害保険の関係からも早めに入会することを勧める）

（役員会等開催）

第1回 役員会 4月第4日曜日 総合運営（全員）  
第2回 役員会 10月第4日曜日 月例会コース選定（全員）  
第3回 役員会 翌2月11日（祭日）瀬戸内倉敷ツーデーマーチ（全員）  
第4回 役員会 3月第4日曜日 総会準備（全員）  
企画委員会 5月第4日曜日 ・ 9月第4日曜日 コース検討等（企画担当者）  
会計監査 翌4月 原則として第1週（会計、監事、会長）  
会議の議長は会長があたる。但し、企画委員会は担当副会長があたる。  
会議はいずれも原則として9：30に開始する。日程等の変更は事前に通知する。

（会表彰・出席カード）

1. 会の発展や運営などに功績が有る者に特別功労賞を贈る。  
受賞者は役員より推薦され、役員会の議決を経て決定する。
2. 会員の活動状況を把握する為、各自が月例会の出席などを示す出席カードを集合時に提出する。倉敷ツーデーマーチ参加者は、原則としてスタート地点で出席カードを提出する。

（弔事）

1. 会員の訃報については、月例会で報告する。

（参加者心得）

1. 参加資格  
団体行動による7～20Km程度の距離を歩ける人。  
但し、10歳以下の子供や一人歩きの無理な障害者は、介助者の同伴を必要とする。
2. 免責範囲  
当日の健康に留意し、本人が参加、不参加を決める。万一事故が発生しても、当会は傷害保険の範囲内および応急処置以外の責任は負わない。
3. 参加歩行のルール  
「歩け」は、あなたの人柄です。歩けの小さなルールを守って、年代を越えた交遊の中に「生きる喜び」を味わい、秩序ある明るく、楽しい輪を作ろう。  
① 当日の体調とコースの難易度を勘案し、本人が参加、不参加を決める。  
② 歩行前に、コース担当役員による準備体操を行う。  
③ コース担当役員及び補助役員の指示に従い、ウォーキングマナーを守って行動する。  
④ 隊列を離れて行動する時は、必ず担当役員にその旨を伝える。  
⑤ 交通規則を守り、個人のみならず集団としての安全を期する。  
⑥ 発汗による脱水症状に留意し、自己ペースを保持する。

参考：（最大心拍数＝220－年齢）× 70％くらいの心拍数までが快適ウォーキングの目安

⑦ コース途中で体調不良を感じたら歩行を中止し、コース担当役員に連絡し、原則として自己責任で帰宅する。

⑧ コース担当リーダーは、隊列が途切れないよう、小休止等で隊列を整える。

⑨ 昼食後の出発時間の設定は、「アンカー到着後30分」を目安とし、コース担当リーダーが決定する。

#### 諸注意

① 常に雨具を携行する。

② 持ち物には氏名を明記する。

③ 月例会参加時は、自己の出席カードを提出し、出・欠を明確にする。

④ ゴミは持ち帰り、草花、樹木並びに果実を採る等、自然環境を劣化させる行為をしない。

#### 月例会の中止

① 実施日に岡山県南部地方または例会目的地域に（暴風雨警報）等、警報発令時は中止する。

情報源は、NHKテレビ、朝5時50分頃、または6時50分頃の気象情報による。

② 天災の影響や感染症の流行等で開催が困難な場合は、中止する場合がある。

以上